

時効について



東京電力福島第一、第二原子力発電所事故に関する原子力損害賠償請求権の消滅時効の期間を、「損害および加害者を知った時」から「10年」とする特例法及び時効前にセンターに申し立てられた和解の仲介について、仲介の間に損害賠償請求権が時効にかからないようにする特例法が制定されています。

消滅時効に関して、東京電力は、「賠償に当たっては、時効の完成を理由に一律にお断りすることはせず、時効完成後であっても被害者の方々の個々のご事情を踏まえ柔軟に対応する」と表明しています。

そのため、事故から10年を過ぎても原子力損害の賠償請求は可能な状況です。ただし、時の経過とともに証拠を揃えるのが難しくなるものもありますので、お早めの申立てをご検討ください。

東京電力との直接の交渉で賠償を請求する、直接請求を希望される場合、請求の内容や方法については、東京電力にお問い合わせください。

センターの和解仲介の手続きは、東京電力への直接請求とは別個の手続きです。東京電力へ直接請求を行わずセンターに和解仲介の申立てを行うことや、直接請求と並行して和解仲介の申立てを行うことも可能です。

東京電力 福島原子力補償相談室



0120-926-404

(月曜日～金曜日 9:00～19:00、土・日・休祝日 9:00～17:00)